

議案第 17 号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 10 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年 3 月生駒市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「40 時間」を「38 時間 45 分」に改め、同条第 3 項中「16 時間から 32 時間まで」を「15 時間 30 分から 31 時間まで」に改め、同条第 4 項中「32 時間」を「31 時間」に改める。

第 3 条第 2 項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。

第 12 条第 1 項第 3 号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）第 1 条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

(生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 2 条 生駒市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月生駒市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 号及び第 2 号中「20 時間、24 時間又は 25 時間」を「19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分」に改め

る。

（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第 3 条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年 7 月生駒市条例
第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項及び第 3 項中「8 時間」を「7 時間 4 5 分」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。